

褥瘡予防対策指針

社会福祉法人 白寿会
プレミア草加南

(総則)

1. この指針は、特別養護老人ホームプレミア草加南及び併設事業所は入居者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を確立するために必要な項目を定める。

(委員会の設置)

2. 前条の目的を達成および褥瘡対策を効果的に推進するために、施設に「褥瘡予防対策委員会」（以下「委員会」と略す）を設置する。
 - (1) 委員会は、次に掲げるもので構成する。
 - ア 施設長（管理者）
 - イ 在宅部門所長（居宅介護支援事業所）
 - ウ 介護支援専門員
 - エ 介護責任者・職員
 - オ 生活相談員
 - カ 看護職員
 - キ 管理栄養士または栄養士（設置されている場合）
 - ク その他施設長が必要と認めた職員
 - (2) 上記職種より委員長を選任する。
 - (3) 委員会は委員長が召集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。
 - (4) 委員会は、毎月1回の定例開催（最低法定開催頻度）及び委員長の判断による臨時会を開催する。

※事情により開催が出来ない場合は事故報告書（毎月の集計）を各部署に配布する。
 - (5) 委員長は、必要と認めるときは、参考人として関係職員の出席を求め、意見を聴取することが出来る。
 - (6) 委員長は、委員会の内容を管理者に報告する。

(褥瘡予防および対策のための職員研修に関する基本方針)

3. 委員会において検討した研修内容に基づき、必要に応じて職員に対して「褥瘡予防のための研修」を実施するほか、新規採用者がある場合にも必要に応じて研修を実施する。

(褥瘡発生時の対応に関する基本方針)

4. 褥瘡発生時には、別に定める発生時の対応に基づき適切に対処する。

(入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

5. 本指針は、入居者・利用者及びご家族の求めに応じて、いつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上でも公表し、閲覧できるようにする。

(委員会の任務)

6. 委員会は、管理者の命を受け所掌業務について調査・審議するほか、所掌業務について管理者に建議し承認されたものについて実行し、調査・審議の結果については、管理者に報告するものとする。

(所掌業務)

7. 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

〈褥瘡対策に関する事項〉

- ア 施設内における褥瘡および合併する感染症の予防体制の確立に関する事。
- イ 褥瘡予防に関する情報の収集に関する事
- ウ 施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関する事。
- エ 褥瘡予防のためのマニュアル類の整備に関する事。
- オ 褥瘡予防対策のための研修内容の検討及び実施に関する事。
- カ その他、施設内の褥瘡の発生予防のために必要な事項に関する事。

(職員の職務)

8. 施設職員は、褥瘡に関する知識を持ち、日常的な介護において褥瘡発生の予防について配慮しなければならない。

(褥瘡対策担当者の決定および定義)

9. 施設長は褥瘡の発生防止に必要な知識および技能を有する者として、(看護職員の中から)専任の「褥瘡予防対策担当者」を1名任命し、施設内の褥瘡予防対策を担当させる。なお、担当者は看護業務等の他の業務との兼務を可とする。

(褥瘡対策担当者の職務)

10. 褥瘡担当者は、褥瘡対策委員会において施設内の褥瘡者の状況説明および今後の方針等を説明する。また、必要に応じてケアカンファレンス等に参加し、褥瘡予防に関する助言・指導を行うこともある。

(褥瘡予防の手順)

11. (1) 褥瘡予防のための入居者状態把握

褥瘡対策担当者は、褥瘡になりうる入居者の状態把握に努め、委員会および日常業務内で職員に助言および指導や情報収集を行う。

(2) 褥瘡予防の実践

介護職員等は、褥瘡対策担当者の指導の下、日常的な介護において褥瘡予防の実践に努めなくてはならない。

(3) 褥瘡予防の評価

褥瘡対策担当者は、褥瘡予防対策が行われているか委員会において介護職員等に確認し、常に評価や必要に応じての助言を行う。

(個人情報保護)

12. 委員は、個人情報保護のため以下の事項を遵守する。

(1) 委員は、委員会で知り得た事項に関しては委員長の許可なく他に漏らしてはならない。

(2) 委員は、委員長の許可なく施設内における褥瘡に関する資料全てを複写してはならない。

(3) 委員は、委員長の許可なく施設内における褥瘡に関する資料全てを研究、研修等で利用してはならない。

(褥瘡対策に関する研修)

13. 褥瘡対策担当者は、あらかじめ褥瘡対策委員会において主に介護職員を対象とした褥瘡対策に関する研修の検討や資料等の作成に努める。

(外部専門家の活用)

14. 施設長は、施設外の専門家に依頼し、職員が褥瘡対策について相談、指導等を積極的に受けることができる体制を整備するよう努める。

(記録の保管)

15. 褥瘡対策委員会の審議内容等、施設内における褥瘡予防に関する諸記録は5年間保管する。

(指針等の見直し)

16. 本指針等は委員会または主要会議において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(附則)

この指針は、2021年4月1日より施行する

2022年4月1日 一部改正

2024年4月1日 一部改正